

どう わ ち く と あ 同和地区の問い合わせ

こんなとき
どうしますか
?



- なぜ、このような問い合わせをしたのでしょうか？
- あなたが問い合わせを受けたらどんな態度をとりますか？

考えて
みましょ
う！

～なぜ気になるの？～

「〇〇市で同和地区はどこですか？」とか、「△△は同和地区ですか？」などの問い合わせがいまだに起きています。こうした問い合わせを行う人の意識の背景には、何があるのかみんなで考えてみましょう。

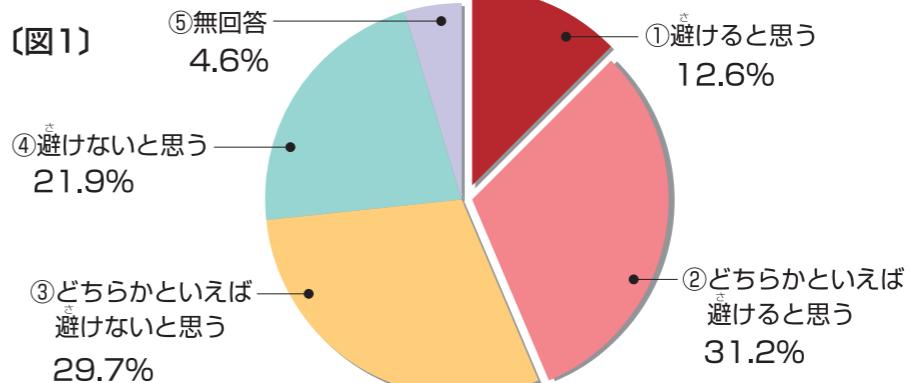
学習を
深めるために
！

令和3年（2021年）の「人権に関する県民意識調査」の結果では、「住宅を選ぶ際に近隣に同和地区がある」場合は、「避けると思う」と「どちらかと言えば避けると思う」と答えた人の割合が4割強ありました。（次ページ図1）

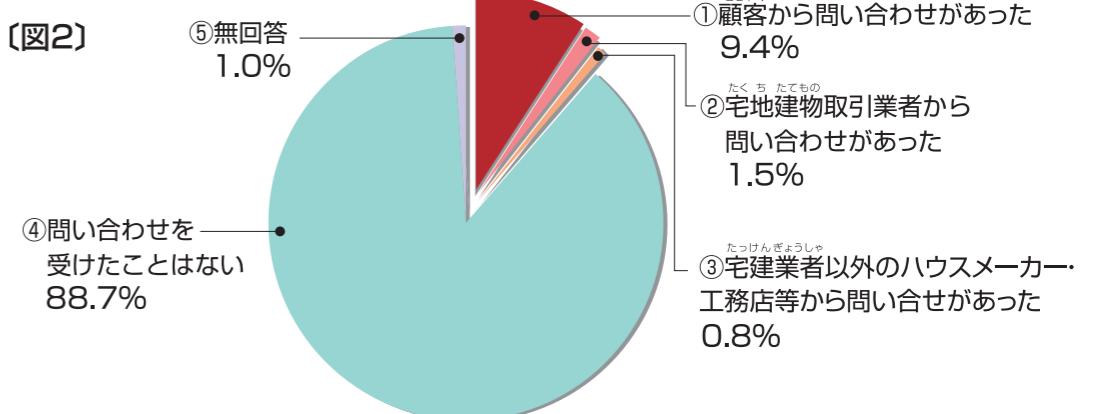
また、令和元年（2019年）に滋賀県が実施した宅地建物取引業者を対象とした調査でも、取引物件が同和地区であるかどうかの「問い合わせ」を約1割の事業者が受けたことがあると答えています。（次ページ図2）

こうした背景には、顧客による同和地区を避けたいという意識が今も残っていると考えられます。

住宅を選ぶ際に近隣に同和地区がある場合



取引物件が同和地区であるかどうかの問い合わせ状況



ワンポイント

講座

宅地建物取引における指針

県および宅地建物取引業界団体では平成18年（2006年）に人権啓発指針を定め、顧客からの同和地区的問合せに答えないことは宅地建物取引業法第47条（業務に関する禁止事項）にあたらないこと（重要事項説明義務違反にあたらないこと）、また差別につながる不適切な広告をしないことを遵守する旨、明記しています。

同和地区関連情報をめぐる判決（平成26年(2014年)12月5日最高裁）

本県では、同和地区名などがわかる公文書の公開をめぐって訴訟となり、「同和地区的情報が広く公開されると、差別行為を助長するおそれがある。ひいては、人権意識の向上や差別行為の根絶などを目的とする人権啓発事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。」との判決が出されています。